

令和2年度(令和元年度実施事業分)事務事業評価評価票

					No.	30-003		
PDCA	事務事業名	文化財保存修理等補助事業	部課等名	教育部 博物館	担当	佐々木		
					内線等	23-7173		
P 総合計画との関係性等	政策体系	章： 第5章 育ち合い共生を進めるまち 節： 第2節 生涯学習の推進 基本施策： 3. 文化の継承と創造 単位施策： (1) 文化財の保存・伝承 個別施策： ①文化財の保護						
	根拠法令等	文化財保護法、半田市文化財保護条例、半田市文化財保存事業費補助金交付要綱						
	対象・目的	指定文化財を対象に、市民の貴重な財産でもある文化財の価値を維持し、後世へ継承することを目的とする。						
	目的を達成するための手段・活動内容	・文化財の破損等に対する保存修理や保存施設の整備、伝承事業を補助事業として実施。 ・所有者が実施する事業の経費の一部を補助金として交付する。						
D 前年度の活動結果と見られた成果	活動結果	活動実績	29年度	30年度	元年度	単位		
		文化財保存修理等事業件数	9	7	8	件		
		事業費	17,986	18,702	16,889	千円		
		人件費	1,587	1,874	2,795	千円		
		総事業費	19,573	20,576	19,684	千円		
		活動単位当たりのコスト	29年度	30年度	元年度	単位		
	文化財保存修理事業費補助金1件あたりのコスト	2,175	2,939	2,461	千円			
	成 果	成果指標	29年度	30年度	元年度	単位		
		保存修理等補助事業実施件数	実績値	9	7	8	件	
			目標値	9	7	8		
			実績値					
目標値								
実績値								
目標値								
C 課題の整理	観点別評価	必要性	有効性		効率性			
		①市の関与の妥当性	妥当	④上位施策への貢献	大きい	⑦コスト削減余地	ない	
		②市民ニーズ	高い	⑤成果向上の余地	ない			
		③休廃止の影響	大きい	⑥類似事業の有無	ない	⑧受益者負担適正化余地	ない	
	事業の評価・課題	A 令和元年度は、ユネスコ無形文化遺産で国の重要無形民俗文化財である「亀崎潮干祭の山車行事」を始め、8件（山車関係7件、山車関係以外1件）の文化財について、所有者が行う保存修理へ支援を実施した。特に、山車関係以外の文化財の保存修理として、半田の祭礼文化を知るうえで貴重な資料であり、市の有形文化財（古文書）に指定している「乙川八幡社祭礼絵図（宝暦年間作成）」について、後世に守り伝えるべき貴重な市民の財産であるとの観点から、所有者に保存修理の必要性を説明し、虫食い、褪色等からの修理支援を行った。 市内には山車以外の文化財も多くあり、保存継承のためには、文化財所有者による保存修理等が確実かつ計画的に行われる必要がある。						
		今後の事業の方向性	改善推進 市内には山車を始めとする文化財が多くある。山車の保存継承は計画的な修理等が行われていることもあり、市による適切な把握も可能であるが、他の文化財については状況の把握が難しく、所有者から相談があったときには、すでに損耗が進行していたり、修理のための資金調達が困難な場合もある。 文化財が市民の貴重な財産として確実に後世へ保存継承されるよう、補助制度や保存管理手法などについての情報を適切に発信し、所有者による保存修理が定期的に行える環境を整えたとに、限りある財源を有効に活用した支援となるよう、必要性や緊急性などを考慮していく。					
			令和2年度の目標	成果指標	目標値	単位		
保存修理等補助事業実施件数				6	件			
A 課題解決のための目標								